

名古屋市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する要綱

(趣旨)

第 1条 この要綱は、介護保険法（平成 9年法律第 123号。以下「法」という。）第 115条の45第 1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の実施に関し、法及び介護保険法施行規則（平成 11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省告示第 196号。以下「指針」という。）に沿って定めるものとする。

(総合事業の目的)

第 2条 総合事業は、市が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、法第 115条の45第 1項に規定する被保険者に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目的とする。

(総合事業の内容)

第 3条 市長は、総合事業のうち、次に掲げる事業を行うものとする。

一 法第 115条の45第 1項第 1号に規定する事業（以下「第 1号事業」という。）のうち次に掲げる事業

ア 法第 115条の45第 1項第 1号イに規定する第 1号訪問事業（以下「第 1号訪問事業」という。）として次に掲げる事業

- (1) 予防専門型訪問サービス
- (2) 生活支援型訪問サービス
- (3) 地域支えあい型訪問サービス

イ 法第 115条の45第 1項第 1号ロに規定する第 1号通所事業（以下「第 1号通所事業」という。）として次に掲げる事業

- (1) 予防専門型通所サービス
- (2) ミニデイ型通所サービス
- (3) 運動型通所サービス（介護予防通所介護事業所、介護老人保健施設、フィットネスクラブ、柔道整復師法又はあん摩マッサージ指圧師・は

り師・きゅう師等に関する法律に規定する施術所が実施するものに限る。第5条において同じ。)

ウ 法第115条の45第1項第1号ハに規定する第1号生活支援事業（以下「第1号生活支援事業」という。）として次に掲げる事業

自立支援型配食サービス

エ 法第115条の45第1項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業（以下「第1号介護予防支援事業」という。）

ニ 法第115条の45第1項第2号に規定する事業（以下「一般介護予防事業」という。）のうち次に掲げる事業

ア 指針第3第2項に規定する介護予防把握事業として次に掲げる事業
介護予防把握推進事業

イ 指針第3第2項に規定する介護予防普及啓発事業として次に掲げる事業

(1) いきいき教室

(2) なごや健康カレッジ

(3) 松ヶ島における健康づくり事業

(4) なごや介護予防・認知症予防プログラム

ウ 指針第3第2項に規定する地域介護予防活動支援事業として次に掲げる事業

(1) 高齢者はつらつ長寿推進事業

(2) 高齢者サロン推進事業

(3) 福祉会館認知症予防事業

エ 指針第3第2項に規定する地域リハビリテーション活動支援事業として次に掲げる事業

地域サロン活動等支援事業

オ 指針第3第2項に規定する一般介護予防事業評価事業として次に掲げる事業

総合事業評価事業

(総合事業の実施主体)

第4条 前条に掲げる総合事業の実施主体は、名古屋市とする。

(総合事業の実施方法)

第5条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる事業は、法第115条の45の5に基づいて市長が指定する者（以下「指定事業者」という。）により実施する。

- 一 予防専門型訪問サービス
- 二 生活支援型訪問サービス
- 三 予防専門型通所サービス
- 四 ミニデイ型通所サービス
- 五 運動型通所サービス
- 六 自立支援型配食サービス

2 前項に規定する指定事業者のほか、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。以下「医療介護総合確保推進法」という。）附則第13条の規定により第1号訪問事業に係る指定事業者の指定を受けたものとみなされた者は予防専門型訪問サービスを、同条の規定により第1号通所事業に係る指定事業者の指定を受けたものとみなされた者は予防専門型通所サービスをそれぞれ実施することができる。

3 次に掲げる事業は、法第115条の47第4項に基づき適切に事業が実施できると認められる者（以下「受託者」という。）に委託して実施する。

- 一 地域支えあい事業
- 二 第1号介護予防支援事業
- 三 松ヶ島における健康づくり事業
- 四 高齢者はつらつ長寿推進事業
- 五 高齢者サロン推進事業
- 六 福社会館認知症予防事業

4 次に掲げる事業は、受託者に一部を委託して実施する。

- 一 介護予防把握推進事業
- 二 なごや健康カレッジ
- 三 総合事業評価事業

(指定の有効期間)

第6条 指定事業者の指定の有効期間（法第115条の45の6第1項の厚生労働

省令で定める期間をいう。)は、次のとおりとする。

- 一 次の各号に掲げる指定事業者の指定以外の指定事業者の指定期間 6年
- 二 医療介護総合確保推進法附則第13条の規定により第1号訪問事業又は第1号通所事業に係る指定事業者の指定を受けたものとみなされた者に係る当該指定事業者の指定期間 3年
- 三 予防専門型訪問サービス又は生活支援型訪問サービスと法第8条第2項に規定する訪問介護を一体的に運営(同一法人が同一建物内において一体的に運営している場合をいう。以下同じ。)している指定事業者の指定期間 当該訪問介護の指定の有効期間
- 四 予防専門型通所サービス、ミニデイ型通所サービス又は運動型通所サービスと法第8条第7項に規定する通所介護(法第8条第17項に規定する地域密着型通所介護を含む。以下同じ。)を一体的に運営している指定事業者の指定期間 当該通所介護の指定の有効期間
- 五 自立支援型配食サービス事業者の指定期間 名古屋市介護保険条例(平成12年名古屋市条例第21号)第6条の4第1項に規定する指定特別給付事業者の指定の有効期間
(事務の委託)

第7条 次に掲げる事業(以下「指定訪問・通所事業」という。)に係る法第115条の45の3第5項に規定する審査及び支払いに関する事務は、国民健康保険団体連合会に委託する。

- 一 予防専門型訪問サービス
- 二 生活支援型訪問サービス
- 三 予防専門型通所サービス
- 四 ミニデイ型通所サービス
- 五 運動型通所サービス

2 基本チェックリスト(様式第1号)を用いた判定(以下「事業対象者判定」という。)に係る事務は、地域包括支援センターに委託することができる。
(指定訪問・通所事業等に要する費用の額)

第8条 指定訪問・通所事業に要する費用の額は、別表に掲げるサービスの種類ごとに、対応する1単位の単価と単位数を乗じて算定するものとする。

2 前項の規定により算定した額に 1円未満の端数があるときは、その 1円未満の端数を切り捨てる。

3 自立支援型配食サービスに要する費用の額は、1食あたり 200円とする。
(指定訪問・通所事業等に要する費用の支給)

第 9条 市長は、前条第 1項の規定により算定された指定訪問・通所事業に要する費用の額（その額が現にサービスに要した費用の額を超えるときは、当該サービスに要した費用の額とする。）又は自立支援型配食サービスに要する費用の額の 100分の90に相当する額を指定事業者に支払うものとする。

2 指定訪問・通所事業又は自立支援型配食サービスの利用者が第一号被保険者であって法第59条の 2に規定する政令で定めるところにより算定した所得の額が同条に規定する政令で定める額以上である場合において、前項の規定を適用する場合においては、同項の規定中「100分の90」とあるのは、「100分の80」とする。

3 指定訪問・通所事業又は自立支援型配食サービスの利用者が名古屋市介護保険条例施行細則（平成12年規則第70号。以下「規則」という。）第19条の表に規定する事由に該当し、必要な費用を負担することが困難であると認められた場合において市長が指定事業者に支払う額は、同表の例によるものとする。

4 前項を適用する場合にかかる手続き等は、規則第20条及び第21条の規定を準用するものとする。

5 前項の手続きにおいては、規則第22号様式及び第23号様式を使用するものとする。

(指定訪問・通所事業等に係る費用の支給限度額)

第10条 前条の規定により支払う額（自立支援型配食サービスに係る費用を除く。）の限度額は、法第55条第 1項の規定の例によるものとする。

2 前項の規定を第13条第 2号に規定する事業対象者に適用する場合において、介護予防サービス費等区分支給限度基準額に相当する単位数は、居宅介護サービス費等区分支給限度基準額及び介護予防サービス費等区分支給限度基準額（平成12年厚生省告示第33号）第2号イに規定する単位数とする。

3 居宅要支援被保険者が指定訪問・通所事業及び介護予防サービス等（介護予防サービス及び地域密着型介護予防サービスをいう。以下この条において

同じ。)を利用するときは、指定訪問・通所事業の支給額及び介護予防サービス等の支給額の合計額は、第1項の限度額を超えることができない。

(高額介護予防サービス費相当の支給)

第11条 市長は、指定訪問・通所事業の利用により生じた利用者負担額が著しく高額であるときは、法第61条に規定する高額介護予防サービス費に相当する額を支給するものとする。

(高額医療合算介護予防サービス費相当の支給)

第12条 市長は、指定訪問・通所事業の利用により生じた利用者負担額及び医療保険の自己負担額を合算した額が著しく高額であるときは、法第61条の2に規定する高額医療合算介護予防サービス費に相当する額を支給するものとする。

(第1号事業の利用対象者)

第13条 第3条第1号に掲げる事業の利用対象者は、次のいずれかに該当する者とする。

- 一 省令第140条の62の4第1号に規定する居宅要支援被保険者(自立支援型配食サービスは除く。)
- 二 省令第140条の62の4第2号に規定する第1号被保険者(以下「事業対象者」という。)

(第1号介護予防支援にかかる届出)

第14条 第1号介護予防支援を受けようとする居宅要支援被保険者等は、当該第1号介護予防支援事業を行う地域包括支援センターの名称及び所在地を記載した届出書に被保険者証を添付して区長に届出なければならない。

2 区長は、前項の規定により届出があった第1号介護予防支援事業を行う地域包括支援センターの名称を当該被保険者の被保険者証に記載して返付するものとする。

3 事業対象者が第1項の届出を行った場合は、区長は前項の事項の他に、次に掲げる事項を当該被保険者の被保険者証に記載して返付するものとする。

- 一 事業対象者である旨
- 二 基本チェックリスト実施日(事業対象者判定を実施した日をいう。以下同じ。)

三 第 1号事業を利用できる期間（以下「事業対象者の有効期間」という。）

（事業対象者にかかる第 1号事業の利用）

第15条 事業対象者は、基本チェックリスト実施日から第 1号事業を利用することができる。

2 基本チェックリスト実施日が、要介護認定有効期間又は要支援認定有効期間（以下「認定有効期間」という。）内にある場合は、認定有効期間の満了日の翌日から第 1号事業を利用できるものとする。ただし、認定有効期間が 60日を超えて存在している場合には、事業対象者判定は実施できないものとする。

3 前項の規定が適用される事業対象者の有効期間は、次条の規定を同条の規定中「基本チェックリスト実施日」とあるのを「認定有効期間の満了日の翌日」と読み替えて適用するものとする。

（事業対象者の有効期間）

第16条 事業対象者の有効期間は、基本チェックリスト実施日から 2年間とする。ただし、基本チェックリスト実施日が月の初日でない場合にあっては、当該実施日の属する月の翌月の初日から起算するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第18条第 1項各号に該当したときは、該当した日の前日をもって有効期間を満了したものとする。

（事業対象者の有効期間の更新）

第17条 事業対象者は、事業対象者の有効期間が終了する日の60日前から当該有効期間が終了する日までの間に、再度、事業対象者判定を受けることにより、当該有効期間を更新することができる。

2 前項の更新を行った場合の事業対象者の有効期間は、前条の規定を同条の規定中「基本チェックリスト実施日」とあるのを「事業対象者の有効期間の満了日の翌日」と読み替えて適用するものとする。

（事業対象者ではなくなった場合の処理）

第18条 事業対象者が、次のいずれかに該当した場合には、次項の処理を行うものとする。

一 法第19条第 1項に規定する要介護認定又は法第19条第 2項に規定する要支援認定を受けたとき。

二 第 1号事業を利用する必要がなくなった旨の申出があったとき。

2 区長は、当該事業対象者の被保険者証から第14条第 2項及び第 3項に掲げる事項を削除し、これを返付するものとする。

(委任)

第19条 この要綱に定めるもののほか、総合事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年 6月 1日から施行する。ただし、この要綱の施行について必要な準備行為は、要綱の施行日前においてもすることができる。

(経過措置)

2 基本チェックリスト実施日が平成28年 5月31日以前である者に第15条第 1項及び第16条第 1項を適用する場合には、各規定中「基本チェックリスト実施日」とあるのを「平成28年 6月 1日」と読み替えるものとする。